

- ※ 事務局において検討中のものであり、今後、変更・修正があり得る。
- ※ 次世代育成支援対策推進法の改正との一括法により改正。

1. 母子及び寡婦福祉法関係の改正事項案

(1) ひとり親家庭への支援体制の強化（※「都道府県等」は、都道府県、市、福祉事務所設置町村を示す。）

- ① 母子家庭等が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、都道府県等が支援措置の計画的・積極的実施、周知、支援者の連携・調整に努めるとともに、関係機関が相互に協力することについて規定。
- ② 都道府県等が、母子・父子自立支援員((3)②参照)等の人材確保及び資質向上に努めること、自立促進計画の策定に際し地域の支援ニーズの勘案等に努めることを規定。
- ③ 特定非営利活動法人も母子・父子福祉団体((3)②参照)として支援措置の対象とできるよう規定を改正。

(2) 就業支援、子育て・生活支援の強化及び支援施策の周知

- ① 高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金を法律に位置づけ、公課禁止、差押え禁止、不正利得徴収に係る規定を創設。
- ② 保育所入所に関する特別の配慮に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する特別の配慮についても規定。
- ③ 子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活向上事業」(仮称)として法定化。
- ④ 「就業支援事業」、「生活向上事業」に施策周知のための情報提供業務を規定するほか、委託できる旨を明確化し、受託者の守秘義務を規定。

(3) 父子家庭への支援の拡大

- ① 法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称するとともに、父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。
- ② 母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等の規定や基本方針、自立促進計画の規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

2. 児童扶養手当法関係の改正事項案

(1) 公的年金等との併給制限の見直し

- 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給。

(2) 受給資格者に対する自立支援

- 受給資格者に対する支援に係る規定に、支援の例示として就業支援に加え、生活支援及び支援施策に係る情報提供を追加。

3. 施行期日案

1. については、平成26年10月1日に施行。2. については、平成26年12月1日に施行(平成27年4月から支払い)。